

|壁紙の品質規格と安全性|

1 安全規格

サンゲツの壁紙は、さまざまな安全規格の基準に適合しており、安心してお使いいただけます。

■ SV規格とJIS規格について



SV規格

Standard Value(壁紙製品標準規格)

快適・健康・安全に配慮した製品を供給することを目的として
壁紙工業会により制定された自主規格です。



JIS規格(壁紙:JIS A 6921)

Japanese Industrial Standards(日本産業規格)

日本の工業製品の品質安定を目的とした産業標準化法に基づき
制定された国家規格です。

項目NO.	試験項目	SV規格	JIS規格
		規格値	規格値
1	退色性(号)	4以上	同左
2	摩擦色落ち度(級)	乾燥摩擦(タテ・ヨコ) 4以上	同左
		湿潤摩擦(タテ・ヨコ) 4以上	同左
3	遮蔽性(級)	3以上	同左
4	施工性	浮き及び剥がれがあつてはならない	同左
5	湿潤強度 N/1.5cm (タテ・ヨコ)	5.0以上	同左
6	ホルムアルデヒド放散量(mg/L)	0.2以下	同左
7	重金属	砒素 (mg/kg) 3以下	—
		鉛 (mg/kg) 20以下	—
		カドミウム (mg/kg) 3以下	—
		クロム (mg/kg) 20以下	—
		水銀 (mg/kg) 2以下	—
8	塩化ビニルモノマー(mg/kg)	0.1以下	—
9	残留VOC	TVOC ($\mu\text{g/g}$) 100以下	—
		TEX芳香族 ($\mu\text{g/g}$) 10以下	—

(使用原材料)

10	安定剤	鉛、カドミウム、有機スズを含有する安定剤は使用しない。	—
11	可塑剤	沸点が300°C以上の難揮発性可塑剤を使用する。ただしDBPは使用しない。	—
12	発泡剤	フルオロカーボン類は使用しない。	—
13	溶剤	TEX(トルエン、キシレン、エチルベンゼン)は使用しない。	—

●SV規格・JIS規格の内容は変更になる場合があります。最新情報につきましては壁紙工業会及び日本壁装協会ホームページをご参照ください。

2 シックハウス対策

■ シックハウス対策における建築基準法改正について

建築基準法の一部改正が2003年(平成15年)7月1日より施行され、シックハウス対策の規定が加わりました。これは、シックハウスの原因となる化学物質類の室内濃度低減のため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。対象は住宅、学校、オフィス、病院等、全ての建築物の居室となります。壁紙は第一種ホルムアルデヒド放散建築材料の製品として告示されたことから、壁紙を内装仕上げ材として用いる場合は、JISまたは国土交通大臣の認定を取得し、発散等級を明らかにすることが必須となりました。

「居室*を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。」

(建築基準法第28条の2 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

*「倉庫」「トイレ」「浴室」「廊下」など常時「人が居室しないことが明白」なものは除外されます。但し、「トイレ」「廊下」が換気対策上の換気経路となっている場合は居室としてみなされます。

■ シックハウス対策の技術的基準について

技術的基準の政令 第393号

1. 規制対象物質

クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

2. クロルピリホスに関する建築材料の規制

居室を有する建築物には、クロルピリホスを添加した建材の使用を禁止する。

3. ホルムアルデヒドに関する建材及び換気設備の規制

- ①内装仕上げの制限
- ②換気設備設置の義務付け
- ③天井裏などの制限

■ ホルムアルデヒド発散速度性能に基づく、壁紙の種別区分について

ホルムアルデヒド発散速度に応じて4つの種別に区分されますが、「JIS認証」あるいは「大臣認定」を取得したF☆☆☆☆壁紙は「規制対象外」の建築材料として、使用面積の制限を受けることなく、お使いいただけます。

告示で定める性能区分	規制対象外	ホルムアルデヒド発散建築材料		
		第3種	第2種	第1種
ホルムアルデヒド放散速度 (チャンバー法数値)	5μg/m ² h以下	5μg/m ² h～ 20μg/m ² h以下	20μg/m ² h～ 120μg/m ² h以下	120μg/m ² h以上
対策マーク	F☆☆☆☆	F☆☆☆	F☆☆	対策マーク表示不可
壁紙の規格	大臣認定 JIS認証	—	—	—
内装仕上げの制限	使用制限無し	使用面積が制限される		使用禁止

■ 一般社団法人 日本壁装協会の自主管理制度について

日本壁装協会では、シックハウス対策壁紙の「品質の表示」と「管理責任の範囲」を明確に取り決めた自主管理制度を構築しました。これは規定に定めた「製品情報ラベル」を表示運用することで「製造メーカーより出荷される商品(正反)」と「流通過程でカットされて販売される商品」それぞれのホルムアルデヒドの性能担保を行う管理制度です。なお、製品情報ラベルは、ホルムアルデヒド発散等級の確認および日本壁装協会・壁紙品質情報検索システムに登録を行った商品のみ表示することができ、「壁紙製品の包装上に貼り付け」されるものです。

(1) 製品情報ラベル

主に製造メーカーより出荷される壁紙(正反)に貼り付けられるもので、「JIS認証仕様」「大臣認定仕様」の2つの様式があります。

(2) シックハウス対策品ラベル

主に流通過程でカットして販売される壁紙には、日本壁装協会「シックハウス対策品ラベル」が貼り付けられます。

*シックハウス対策品ラベルは、出荷ラベル(品番、ロット、数量、販売会社名)とセットで貼り付けられます。

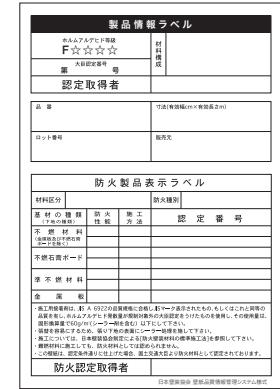


〈シックハウス対策品ラベル〉

JIS認証仕様



大臣認定仕様



〈製品情報ラベル〉

■ シックハウス対策壁紙の登録確認書発行について

建築基準法令等では、建築確認申請の際には告示対象建材について「使用建築材料表で等級を明示」するだけでよく、個々の商品に対する「JIS、国土交通大臣の認定等の別」を特定する必要がないとされています。認定に関する情報は、日本壁装協会の検索システムで「壁紙品質情報管理システム登録確認書」として一元管理されています。

■ 壁紙品質情報管理システム登録確認書

日本壁装協会の検索システムでは、JISならびに大臣認定に関するシックハウス対策情報や防火認定情報も商品番号から検索でき、「確認書」「保存」ボタンより印刷およびダウンロードすることができます。

<http://www.wacoa.jp/Hekisou/>

日本壁装協会

検索



■ 塩化ビニル製壁紙の「∞PVC」マーク表示について

「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法:平成13年4月1日施行)」により、塩化ビニル製壁紙は指定表示製品に分類され、分別を容易にするために「∞PVC」マークを表示することが義務づけられています。「∞PVC」マークは1mあたりに1つ以上表示しており、目視で確認できますが、壁紙表面への色の影響を抑えるため、淡い色のインクを使用しています。分別の際は、剥がした壁紙の裏面にブラックライトを照射させると、「∞PVC」マークの確認が容易です。